

資料 2 - 2

○ 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の一部変更新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

変 更 後	現 行																
<p>第 1 条～第 2 9 条 (略)</p> <p>別表 1～3 (略)</p> <p>別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貸付資金の種類</th> <th style="width: 25%;">貸付金額の限度</th> <th style="width: 25%;">貸付利率</th> <th style="width: 25%;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金等支払資金</td> <td>(略)</td> <td>年6.57% 以内</td> <td>1年 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 5～7 (略)</p>	貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限	共済金等支払資金	(略)	年6.57% 以内	1年 以内	<p>第 1 条～第 2 9 条 (略)</p> <p>別表 1～3 (略)</p> <p>別表 4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貸付資金の種類</th> <th style="width: 25%;">貸付金額の限度</th> <th style="width: 25%;">貸付利率</th> <th style="width: 25%;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金等支払資金</td> <td>(略)</td> <td>理事長が別に定める部分にあつては年6.57%以内 これを超える部分にあつては年10%以内</td> <td>1年 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 5～7 (略)</p>	貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限	共済金等支払資金	(略)	理事長が別に定める部分にあつては年6.57%以内 これを超える部分にあつては年10%以内	1年 以内
貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限														
共済金等支払資金	(略)	年6.57% 以内	1年 以内														
貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限														
共済金等支払資金	(略)	理事長が別に定める部分にあつては年6.57%以内 これを超える部分にあつては年10%以内	1年 以内														

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があつた日から施行する。